

最近の判例から (13)

財産的権利等を防衛するためにした暴行が刑法36条1項にいう「やむを得ずにした行為」に当たるとされた事例

(最高裁一小判 平21・7・16 刑集63—6—711) 周藤 利一

相手方らが立入禁止等と記載した看板を被告人方建物に取り付けようとする事によって被告人らの上記建物に対する共有持分権、賃借権等や業務、名誉に対する急迫不正の侵害に及んだのに対し、上記権利等を防衛するために被告人が相手方の胸部等を両手で突いた暴行が刑法36条1項にいう「やむを得ずにした行為」に当たるとされた事例（最高裁一小 平成21年7月16日判決 破棄自判 刑集63巻6号711頁）

1 事案の概要

本件建物及びその敷地はDの亡父が所有していたところ、その持分の一部をE不動産が取得し、登記上、本件建物については、D及びE不動産がそれぞれ2分の1ずつの持分を有する一方、その敷地については、E不動産、被告人、Dほかが共有していた。

本件建物の賃借人のF宅建は、平成17年10月ころ、建設会社甲に本件建物の原状回復及び改修の工事を請け負わせた。また、そのころ、被告人及びDは、本件建物の一部に居住し始めるとともに、これをF宅建の事務所としても使用するようになった。ところが、その後、E不動産の関連不動産会社である株式会社Gの従業員が甲社の作業員に対して上記工事を中止するように申し入れ、本件建物に取り付けられたばかりのサッシのガラス10枚すべてをE不動産関係者が割るなどしたことから、甲社は、工事を中止した。

そこで、F宅建は、同年12月、改めて別の建設会社乙に上記工事の残工事を請け負わせたところ、E不動産の従業員Bがほぼ毎日工事現場に来ては、作業員に対し、威圧的に工事の中止を求め、その工事を妨害した。また、E不動産は、乙社に対し、工事の中止を求める内容証明郵便を送付したり、F宅建から支払われる請負代金額の3倍の保証金を支払うので工事から手を引くよう求めたりし、乙社がこれを断ると、E不動産関係者は、今後無事に仕事をする事ができると思うなどと脅迫したりしたため、乙社も工事を中止した。

そして、E不動産は、その工事が続行されないように、本件建物の周囲に残っていた工事用足場をG名義で買い取った上、本件建物の入口付近に鉄パイプを何本も取り付け出て出入り困難な状態とし、「足場使用厳禁」等と記載した看板を取り付けるなどした。その後も、E不動産関係者は、本件建物の前に車を止めて、F宅建を訪れる客に対して立入禁止である旨を告げるなどした。

また、E不動産は、建設業者が本件建物に立ち入らないようにするため、その立入りを禁止する旨表示した看板を本件建物の壁面等に取り付けたところ、被告人らに外されたりしたため、その都度、同様の看板を本件建物に取り付けることを7、8回繰り返した。

この間、E不動産は、D、被告人及びF宅建を相手方として、本件建物の増改築工事の中止及び続行禁止並びに明渡し断行を求める

仮処分を申し立てたが、却下され、即時抗告を申し立てたがこれも棄却され、確定した。

Bは、平成18年12月22日夜、看板会社の取締役Cら1名と共に立入禁止の看板を本件建物の壁面に取り付ける作業を開始したところ、被告人及びDがやってきて、被告人は、Cの持っていた本件看板を強引に引っ張って取り上げ、地面へ投げ付け、その上に乗って踏み付けた。Bは、本件看板を持ち上げ、両手で持ち、付けてくれと言ってこれをCに渡そうとした。そこで、被告人は、これを阻止するため、Bの胸部を両手で約10回にわたり押したところ、Bは、約2m後退し、最後に被告人がBの体を右手で突いた際、本件看板を左前方に落として、背中から落ちるように転倒した（本件暴行）。

Bは、本件当時48歳、身長約175cmの男性である。被告人は、本件当時74歳、身長約149cmの女性であり、以前受けた手術の影響による右上肢運動障害のほか、左肩関節運動障害や左肩鎖関節の脱臼を有し、要介護1の認定を受けていた。

原判決は、本件暴行につき被告人を有罪とした。

## 2 判決の要旨

Bらが立入禁止等と記載した本件看板を本件建物に設置することは、被告人らの本件建物に対する共有持分権、賃借権等を侵害するとともに、F宅建の業務を妨害し、被告人らの名誉を害するものといわなければならない。そして、Bの依頼を受けたCらは、本件建物のすぐ前において本件看板を取り付ける作業を開始し、被告人がこれを取り上げて踏み付けた後も、Bがこれを持ち上げ、付けてくれと言ってCに渡そうとしていたのであるから、本件暴行の際、Bらはなおも本件看板を本件建物に取り付けようとしていたものと

認められ、その行為は、被告人らの上記権利や業務、名誉に対する急迫不正の侵害に当たる。

そして、被告人は、BがCに対して本件看板を渡そうとしたのに対し、これを阻止しようとして本件暴行に及び、Bを本件建物から遠ざける方向に押したのであるから、Bらによる侵害から被告人らの権利等を防衛するために本件暴行を行ったものと認められる。

さらに、Bらは、本件建物のガラスを割ったり作業員を威圧したりすることによって被告人らが請け負わせた本件建物の原状回復等の工事を中止に追い込んだ上、本件建物への第三者の出入りを妨害し、即時抗告棄却決定後も、立入禁止等と記載した看板を本件建物に設置するなど、本件以前から継続的に被告人らの本件建物に対する権利等を実力で侵害する行為を繰り返しており、本件における上記不正の侵害はその一環をなすものである。一方、被告人とBの間には体格差等があることや、Bが後退して転倒したのは被告人の力のみによるものとは認め難いことなどからすれば、本件暴行の程度は軽微であり、本件暴行は、被告人らの主として財産的権利を防衛するためにBの身体の安全を侵害したものであることを考慮しても、いまだBらによる上記侵害に対する防衛手段としての相当性の範囲を超えたものということとはできない。

以上、本件暴行については、刑法36条1項の正当防衛として違法性が阻却される。

## 3 まとめ

本件は、不動産業者間の紛争であり、また、生命・身体ではなく、共有持分権、賃借権や業務、名誉といった「非身体的利益」を防衛する場面での正当防衛の成立を最高裁が認めたものとして注目すべき事例判決である。

（研究理事・調査研究部長）